

昭和45年国勢調査の概要

調査の時期

昭和45年国勢調査は、昭和45年10月1日午前零時(以下、調査という。)現在によって行われた。

調査の根拠法令

昭和45年国勢調査は、統計法(昭和22年法律第18号)第4条第2項本文の規定に基づいて行われ、次の政令及び関係告示並びに訓令が制定された。

(調査区の設定に関する政令及び訓令)

昭和45年国勢調査調査区の設定に関する政令(昭和44年6月12日政令第155号)

昭和45年国勢調査調査区設定心得(昭和44年6月12日総理府訓令第4号)

(調査の実施に関する政令、訓令及び告示)

昭和45年国勢調査令(昭和45年4月9日政令第57号)

昭和45年国勢調査施行心得(昭和45年4月20日総理府訓令第1号)

昭和45年国勢調査令の規定に基づき、本州、北海道、四国及び九州に附属する島を定める件(昭和45年4月20日総理府告示第11号)

昭和45年国勢調査令の規定に基づき、調査票の様式を定める件(昭和45年4月20日総理府告示第12号)

昭和45年国勢調査に従事する国勢調査員に携行させる国勢調査員証及び昭和45年国勢調査に従事する者に着用させる国勢調査従事者章を定める件(昭和45年6月11日総理府告示第21号)

調査の地域

昭和45年国勢調査は、我が国の地域のうち、次の諸島を除く地域において行われた。

- 1 齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- 2 東経131度52分30秒、北緯37度15分にある竹島
- 3 硫黄島、伊平屋島及び北緯27度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)

この国勢調査の地域には、昭和43年6月26日に、我が国に復帰した小笠原諸島が加えられた。

なお、沖縄(上記3の諸島)においては、日米琉球間委員会の勧告第32号に基づき、琉球政府により、戦後はじめて、本土と一体的に国勢調査が実施された。本書にいう「全国」は沖縄を含まないが、沖縄に関する結果数字及び沖縄を含む全国計も、参考として掲載してある。

調査の対象

昭和45年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に調査の地域に常住している人である。ここで、「常住している人」とは、当該世帯に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住もうと思っている人のことをいい、それぞれの住んでいる場所で調査した。しかし、次の人口については、それぞれ次に述べる場所に「常住している人」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校または同法第83条の各種学校在学している人については、通学のために宿泊している場所(例えば自宅、下宿先、寄宿先等)で調査した。
- 2 病院または診療所に入院している人は、入院してからすでに3か月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外の人は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる人で、陸上に住所を有する人は、その場所で調査し、陸上に住所のない人は、船舶に住所があるものとして、その船舶で調査した。なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している場合のほか、調査時以前に本邦の港を出港し、調査時以後5日以内に本邦の港に入港した船舶も含む。
- 4 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊が使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所で調査した。
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘留所に収容されている人のうち、死刑の確定した人及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、拘留所、少年院又は婦人補導院で調査した。
- 6 3か月以上にわたって住んでいるところ又は住もうと思っいるところがない人は、調査時にその人がいた場所で調査した。

上の定義によって本邦内に常住している人は、外国人を含めて、すべて調査の対象となったが、特に次の人は調査から除外した。

- 1 本邦内に駐在する外国の外交団・領事団(随員及び家族を含む。)
- 2 本邦内に駐在する外国軍隊の軍人・軍属(家族を含む。)

調査の事項

昭和45年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

(個人について調査した事項)

- (1) 氏名
- (2) 世帯主との続き柄
- (3) 男女の別
- (4) 出生の年月
- (5) 国籍
- (6) 配偶の関係
- (7) 結婚年数
- (8) 出生児数
- (9) 現住居への入居時期
- (10) 従前の常住地
- (11) 教育
- (12) 就業状態

II

- (13) 従業上の地位
- (14) 所属の事業所の名称及び事業の種類（産業）
- (15) 仕事の種類（職業）
- (16) 従業地または通学地
- (17) 従業地・通学地までの利用交通手段（世帯について調査した事項）
- (18) 世帯の種類
- (19) 住居の種類
- (20) 世帯が使用する居住室数
- (21) 世帯が使用する居住室の畳数
- (22) 家計の収入の種類

調査の方法

調査は、総理府統計局を主管部局とし、内閣総理大臣—都道府県知事—市町村長の指揮系統を通じて行われた。

調査の実施に先立ち、調査の地域全体にわたって昭和45年国勢調査調査区が調定され、調査区の境界を示す地図が作成された。調査区は、一般に1調査区が平均50世帯を含むように設定され、その数は579,709（一般調査区543,402特別調査区35,186水面調査区1,121）である。

昭和45年国勢調査の実査のため、内閣総理大臣により任命された561,217人の国勢調査員が従事し、また国勢調査員の指導、調査書類の内容検査などのために、同じく内閣総理大臣により38,581人の国勢調査指導員が任命された。国勢調査員は原則として1人1調査区を受け持ち、9月24日から30日までの間に、受持ち調査区を巡回し、世帯名簿及び調査区要図を作成し、あわせて調査対象のは握と各世帯への調査票の配布の仕事を行い、10月1日から5日までの間に、調査世帯を再度訪問して調査票の取集とその内容検査の仕事を行った。

調査に用いられた国勢調査調査票は、1枚に6人記入できる連記票で、各世帯ごとに作成された。調査票の記入は、世帯主又は世帯の代表者が、その世帯員及び世帯について、前述の調査事項のうち(8)世帯の種類を除く事項を調査票に記入して申告し、(8)世帯の種類は国勢調査員が、世帯主又は世帯の代表者に質問して記入する方式によった。

国勢調査員は、調査票の取集及び検査の後、調査票の内容に基づいて調査事項の全事項（ただし、(10)従前の常住地の一部を除く。）を調査個票に転記した。調査個票は直接集計に用いるための2人連記のカードである。

なお、自衛隊地域及び矯正施設地域の調査は、それぞれ国勢調査特別調査票（自衛隊地域用及び矯正施設地域用の2種類）を用いて行われた。特別調査票は4人連記のカードで、これも調査個票と同様に直接集計に用いられた。

集計及び結果の公表

集計は、すべて総理府統計局において行われた。集計の種類は大別して、人口概数、人口確定数、基本集計、従業地・通学地集計、1%抽出集計、20%抽出集計及び人口移動集計からなる。人口概数は、都道府県要計表に基づき、また、人口確定数は調査票に基づいて算出され、すでに公表された。また、人口移動集計を除くその他の集計は、すべて調査個票を光学式読取装置によって磁気テープに読

取り、電子計算機を用いて集計する。

基本集計及び従業地・通学地集計は、全数集計（ただし、一部の事項については抽出集計）の方法により行い、1%抽出集計、20%抽出集計、人口移動集計及び特別集計は抽出集計の方法により行う。

なお沖縄についても、総理府統計局において1%抽出集計を除き同一の方法により集計した。

1 人口概数

昭和45年国勢調査による最初の結果数字として、都道府県及び市町村で作成した要計表に基づいて算出した全国都道府県都支庁市区町村別の男女別人口及び世帯数を昭和45年12月2日に公表し、同月15日に、「昭和45年国勢調査速報シリーズ 全国都道府県市区町村別人口概数」として刊行した。

2 人口確定数

人口確定数は、調査票の記入に基づいて、全国都道府県都支庁市区町村別に集計した。人口確定数の結果は、昭和46年3月から4月にかけて、集計の完了した都道府県から4回に分けて官報に告示し、更にこれを報告書にまとめ、昭和46年5月に「昭和45年国勢調査速報シリーズ 全国都道府県市区町村別人口（確定数）」として刊行した。

また、全国都道府県市区町村別の人口集中地区人口及び面積は、昭和46年7月に公表し、「昭和45年国勢調査速報シリーズ 人口集中地区別人口速報」として刊行した。

これらに掲載された結果表のおもなもののほか、市区町村別面積、市区町村人口の昭和40年との比較等を収録した「昭和45年国勢調査報告 第1巻 人口総数」を昭和46年9月に刊行した。

3 基本集計

基本集計は、昭和45年国勢調査において調査された人口及び世帯の属性に関する結果のうち、最も基本的な集計結果をまとめて表章したものである。なお、基本集計の結果のうち国勢調査調査区別結果は簡略な内容の結果表として作成してある。

基本集計は、都道府県単位で行われ、そのうち都道府県・市区町村別の結果は、昭和46年3月から昭和47年9月にかけて集計の終わった都道府県から順次「昭和45年国勢調査報告 第3巻 都道府県・市区町村編」として刊行した。また、国勢統計区・調査区別の集計結果は、基本集計の完了した都道府県から逐次結果プリント等をもって公表している。全都道府県の基本集計の終了後、全国についてまとめた結果を昭和47年9月に「昭和45年国勢調査報告 第2巻 全国編」として、また、国勢統計区別結果のうち特に主要な項目については、昭和48年3月に「昭和45年国勢調査報告 第4巻 国勢統計区編」として刊行した。

4 従業地・通学地集計

従業地・通学地集計は、通勤・通学人口の日々の移動、すなわち、人がその住居からその働く場所あるいは学ぶ場所へ往復移動する実態を明らかにするためのもので、これによって各市区町村の「昼間人口」が算出される。従業地・通学地集計の結果は、昭和47年9月末日に「昭和45年国勢調査報告 第6巻 通勤・通学集計結果」として刊行した。

5 1%抽出集計

1%抽出集計は、昭和45年国勢調査による全国及び都道府県別結果の早期利用を図るため、国勢調査個票のなかから、一定の方法により100分の1を抽出し、それについて基本的事項を集計したものである。1%抽出集計の結果は、昭和46年10月に「昭和45年国勢調査速報シリーズ 全国都道府県別結果速報」として刊行した。

6 人口移動集計

人口移動集計は、人口の移動、すなわち常住地の移動の実態の詳細を明らかにするために、全国、都道府県及び市区町村別に表章され、その結果は、昭和48年12月末日までに、「昭和45年国勢調査報告 第7巻 人口移動集計結果」として刊行する予定である。

7 特別集計

特別集計は、世帯・家族、出産力及び利用交通手段に関して、1%抽出集計によってそれぞれ、その実態をより詳細に集計したもので、その結果は、昭和50年3月までに、「昭和45年国勢調査報告 第8巻 特別集計結果」として刊行する予定である。

8 その他の刊行予定

上記の昭和45年国勢調査報告、速報シリーズのほか、昭和46年12月に人口集中地区人口及び境界図を収録した「わが国の人口集中地区」並びに「第4巻 国勢統計区編」の別巻として、人口20万以上の都市及び県庁所在市の各国勢統計区の境界図を収録した「国勢統計区境界図」を昭和48年3月に刊行した。また人口の増減率、構成比等を収録した「昭和45年国勢調査解説シリーズ」、市区町村別人口分布、人口密度、産業構成、年齢構成などを示す「同日本人口地図シリーズ」、調査区関係資料利用の手引、産業別就業者の時系列比較、大都市圏別集計結果等を集録した「同資料シリーズ」等を順次刊行する。

抽出集計の方法及び推計値の精度

この報告書に収めた統計表は、全調査世帯のうち20%を抽出し集計して得た結果である。標本の抽出方法、結果の推計方法及び推計結果の標本誤差は、以下に示すとおりである。

1 標本の抽出方法

抽出方法は、世帯を単位とする20%系統抽出で、世帯名簿の3行目、8行目、13行目、18行目……に記入された世帯を抽出した。ただし、世帯人員30人以上の準世帯（寄宿舎、独身寮などの入寮の世帯）については、標本誤差をできるだけ小さくするため、世帯を抽出単位とせず、調査個票（2人連記）を単位とし、通し番号の末尾が3あるいは8の調査個票を抽出した。なお、国勢調査特別調査票で調査した自衛隊の営舎内又は船舶内居住者及び矯正施設の収容者の準世帯については、抽出集計によらず全数集計の結果を用いた。

2 結果の推計方法

結果の推計は、上述の抽出方法による集計結果を単純に5倍する方法によった。ただし、国勢調査特別調査票

により集計したものについては、結果数値の表章を20%抽出集計分による結果と同じくするため、総数を含む各項目について結果数値の1位の桁を2捨3入により0あるいは5に整理したものを用いた。このため、個々の数値を合算して得た数値と総数とは、必ずしも一致しない。

3 推計結果の標本誤差

20%抽出集計による結果数字は標本誤差を含んでおり、全数集計によって得られる結果数字とは必ずしも一致しない。

この標本誤差の大きさを例示すれば、表1のとおりである。この表の標本誤差率は、推計数字の標準偏差を推計数字自体で割った値であって、全数集計すれば得られるはずの値の存在範囲を示す目安となるものである。

すなわち、推計数字を中心として、その前後にその標本誤差率に推計数字の大きさを掛けた値だけの幅の区間をとれば、その区間内に全数集計すれば得られるはずの値があることが約3分の2の確率で期待され、その2倍の幅の区間をとれば、その区間内に全数集計すれば得られるはずの値があることが約20分の19の確率で期待される。たとえば、10万という結果数字は、真の値が、10万±10万×0.0071すなわち、10万710～9万9290の間にあることが、確率3分の2で期待され、10万±10万×0.0071×2すなわち、10万1420～9万8580の間にあることが、確率20分の19で期待されるということを示す。この表にも明らかのように、推計数字の大きいものほど標本誤差率が小さく、推計数字の小さいものほど標本誤差率が大きい。

表1 推計数字の大きさに対する標本誤差率

推計数字の大きさ	標本誤差率	推計数字の大きさ	標本誤差率	推計数字の大きさ	標本誤差率
90 000 000	0.00024	900 000	0.0024	9 000	0.024
80 000 000	0.00025	800 000	0.0025	8 000	0.025
70 000 000	0.00027	700 000	0.0027	7 000	0.027
60 000 000	0.00029	600 000	0.0029	6 000	0.029
50 000 000	0.00032	500 000	0.0032	5 000	0.032
40 000 000	0.00035	400 000	0.0035	4 000	0.035
30 000 000	0.00041	300 000	0.0041	3 000	0.041
20 000 000	0.00050	200 000	0.0050	2 000	0.050
15 000 000	0.00058	150 000	0.0058	1 500	0.058
10 000 000	0.00071	100 000	0.0071	1 000	0.071
9 000 000	0.00075	90 000	0.0075	900	0.075
8 000 000	0.00079	80 000	0.0079	800	0.079
7 000 000	0.00085	70 000	0.0085	700	0.085
6 000 000	0.00091	60 000	0.0091	600	0.091
5 000 000	0.00099	50 000	0.0099	500	0.099
4 000 000	0.00112	40 000	0.0112	400	0.112
3 000 000	0.00129	30 000	0.0129	300	0.129
2 000 000	0.00158	20 000	0.0158	200	0.158
1 500 000	0.00183	15 000	0.0183	150	0.183
1 000 000	0.00224	10 000	0.0224	100	0.224

IV

この表によって、推計数字の標本誤差を知るにあたって、次の注意が必要である。

(1) 自衛隊地域用の国勢調査特別調査票で調査した自衛隊の営舎内又は船舶内居住者の準世帯に関する結果数字には、標本誤差は含まれていない。したがって、これらの者を含む産業分類項目（大分類—「サービス業」及び「公務」、中分類—「医療・保健・清掃業」、「教育」、「その他のサービス業」及び「公務」、小分類—「病院、診療所」、「その他の教育」、「学术研究機関」及び「国家事務」）、職業分類項目（大・中分類—「保安職業従事者」、小分類—「自衛官」）の結果数字に関しては、本表の標本誤差率は過大評価になっている。

(2) 表1に示す標本誤差率は後述〔注〕の方法で算出した近似値である。このため、推計数字の大きさが総人口の2割以上である場合は、表1の標本誤差率は過大評価になっているので、表1から得られる標本誤差率に $\sqrt{1-p}$ （ p は推計数字と総人口との比）を乗じて用いられたい。

〔注〕 前掲の「表1 推計数字の大きさに対する標本誤差率」は、抽出及び推計方法が、「集計単位の単純任意抽出による結果を5倍する」方法であるとし、かつ推計数字の大きさが総人口に比して小さいとして計算した値である。すなわち、推計数字の大きさ A に対して、その標本誤差率 B を

$$B = 1 / \sqrt{\frac{A}{5}}$$

として計算した値である。これは

$$B = \frac{N \sqrt{\frac{p(1-p)}{n}}}{Np} = \frac{\sqrt{1-p}}{\sqrt{np}}$$

$$= \frac{\sqrt{1-p}}{\sqrt{\frac{A}{5}}}$$

で $\sqrt{1-p} \approx 1$ としたものであるから、 p の値があまり小さくない場合には、前記(2)の補正が必要になる。
(N : 総人口, n : 標本人口)

用語の解説

年齢

年齢は、昭和45年9月30日現在による満年齢である。なお、昭和45年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

配偶関係

配偶関係は、届け出のいかんにかかわらず、実際の状態により、次のように区分した。したがって、たとえば、

「有配偶」には内縁関係にある人も含まれる。

未婚——まだ結婚したことのない人

有配偶——現在、妻又は夫のある人

死別——妻又は夫と死別して独身の人

離別——妻又は夫と離別して独身の人

結婚年数

配偶関係が「有配偶」、「死別」及び「離別」の女子の結婚期間をいう。2回又はそれ以上結婚した者についてはそれぞれの期間を合計した通算年数による。また「死別」及び「離別」は、有配偶期間としている。

なお、1年未満の端数は切捨てた。

入居時期・前住地

入居時期とは、現住居に入居した時期のことをいい、次のように五つに区分した。

「出生時から」、「昭和34年以前」、「昭和35年～39年」「昭和40年1月～44年9月」、「昭和44年10月以降」

前住地とは、現住居に入居する直前の常住地をいい、「入居時期」が、昭和40年1月以降の人についてののみ調査し、次の五つに区分した。

自市区町村内——調査時における常住地と同じ市町村（7大都市の場合は同じ区）の場合

自市内他区——同じ市（7大都市）の他の区の場合
県内他市町村——同じ都道府県内の他の市町村の場合

他県——他の都道府県（沖縄を含む。）の場合
国外——日本以外の場合

「入居時期・前住地」は、人の常住地の移動を明らかにすることを目的としている。したがって、たとえば、現在の家に住みはじめてから、途中で3か月以上にわたる長期の不在期間がある場合は、不在後、家に帰ってきた時期を入居時期とした。また、病院で生まれて現在の家に引き続き住んでいる場合は、「出生時から」とした。住居不定者のように定った居住場所がない場合には、「入居時期」及び「前住地」は、それぞれ「昭和44年10月以降」及び「自市区町村内」とした。

教育

1 在学か可かの別

現在、学校に在学しているか否かによって、「在学者」、「卒業者」及び「未就学者」に区分した。

在学者——現在、在学中の人

卒業者——学校を卒業して、現在、在学していない人
未就学者——在学したことのない人あるいは小学校を中途退学した人

ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろう学校及び養護学校など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立・夜間・昼間の別、教育制度の新旧を問わない。予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校などの各種学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などはここでいう学校には含まれない。

2 在学学校・最終卒業学校の種類及び未就学者の区分

在学者及び卒業者は、それぞれ在学している学校及び最終卒業学校の種類により区分した。中途退学をした人の最終卒業学校は、その前の卒業学校とした。各区分に相当するおもな学校は、表1に示すとおりである。

表1 在学学校及び最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類	在学学校の種類	おもな学校の種類
小 学	小 学 校	小学校 盲学校・ろう学校・養護学校の小学部
		国民学校初等科 尋常小学校
高 小		国民学校高等科 高等小学校 通信講習所普通科
新 中	中 学 校	中学校 盲学校・ろう学校・養護学校の中学部
青 学		青年学校本科・普通科 実業補習学校
旧 中		旧制の中学校 高等女学校 実業学校 師範学校（予科・一部・二部） 鉄道教習所（中等部・普通部） 通信講習所高等科 陸軍幼年学校 海軍甲種子科練
新 高	高 校	新制の高等学校 准看護婦養成所・盲学校・ろう学校・養護学校の高等部
短大・高専	短大・高専	短期大学 高等専門学校 都道府県立農業講習所 看護婦養成所
		旧制の高等学校 大学予科 専門学校 高等師範学校 師範学校本科 図書館職員養成所 高等通信講習所本科 陸軍士官学校 海軍兵学校
大 学	大 学	新制の大学 大学院 防衛大学校 海上保安大学校本科 航空大学校 水産大学校 国立工業教員養成所
		旧制の大学

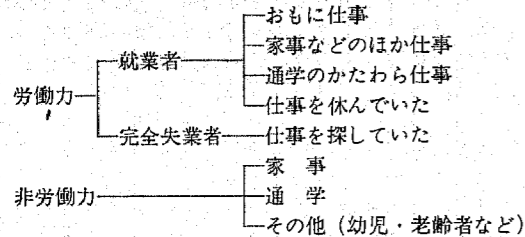
既婚日本人女子・出生児数

既婚日本人女子とは、日本国籍をもつ女子のうち、現在、結婚している女子及びいままでに結婚したことのある女子、すなわち、配偶の関係が「有配偶」、「死別」及び「離別」の女子をいうが、本書ではこのうち、結婚年数及び出生児数を申告した者のみを表章した。

出生児数とは、既婚日本人女子が実際に生んだ子供の数をいう、なお、出生後死亡した子供の数は含むが、死産・流産あるいは養子の場合には含まない。

労働力状態

昭和45年国勢調査調査票では、昭和45年9月24日から30日までの1週間(以下、調査週間という。)の事実に基づいて、「仕事をしたかどうかの別」を下の右側のように区分して質問した。この報告書では、これを更に左側の区分に集約した結果も掲載した。



上に示した各区分のおもなものを解説すると、次のとおりである。

就業者一調査週間で、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)になる仕事を少しでもした人のほか、収入になる仕事をもっているが、調査週間で、少しも仕事をしなかった人で、次のいずれかにあたる人という。

- (1) 勤め先のある人で、休みはじめてから30日以上にならない場合、又は30日以上になる場合でも、調査週間で、賃金・給料をもらったか、もらうことになっている人
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で休業してから30日以上にならない人

したがって、会社・工場・商店・官公庁などの雇用者がその仕事をした場合はもちろん、農家、漁家、商店、工場などの業主が、自分の経営する仕事に従事した場合、及び医師、弁護士、宗教家、音楽家などがその仕事に従事した場合もすべて就業者に含まれる。また、家族の人が家業(農業や店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。完全失業者一調査週間で、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事につくことが可能であって、かつ職業安定所に申込みなどして積極的に仕事を探していた人という。

上述の就業者と、完全失業者とを合わせて労働力とした。非労働力一調査週間で、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事につくことが不可能であるか、又は、仕事を積極的に探さなかった人という。

従業上の地位

昭和45年国勢調査では、「就業者」について従業上の地位を、調査週間でその人が働いていた事業所における地位によって、次のように区分した。なお、この報告書では、従業上の地位を「総数」及び「雇用者」の2区分としている。この場合、「役員」及び「雇用者」をあわせて「雇用者」とした。

雇用者一会社員、工員、公務員、団体職員、個人商店の使用人、家事使用人、臨時雇いなど、会社・団体・個人や官庁に雇用されている人で、次に述べる「役員」でない人という。役員一会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、

公社や公団の総裁・理事・監事などの役員をいう。雇人のある業主一個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医、弁護士などの自由業者で、雇人がいる人という。雇人のない業主一個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医、弁護士、著述家、家政婦、行商人などで個人又は家族とだけで事業を営んでいる人及び家庭で賃仕事(家庭内職)をしている人という。家族従業者一農家やその他の個人企業などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族をいう。

産業

産業は、「就業者」について、調査週間で、その人が実際に働いていた事業所の事業の種類(調査週間で「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん働いている事業所の「事業の種類」)によって、その分類項目を定めた。働いていた事業所が二つ以上ある場合には、その人がおもに働いていた事業所の「事業の種類」による。

産業分類は、日本標準産業分類(昭和26年政令第127号第2条の規定に基づき、昭和26年4月統計委員会告示第6号の一部を改正した昭和42年5月行政管理庁告示第38号)をもととし、これを国勢調査に適合するような集約又は細分して編成したものである。

産業分類は14項目の大分類、46項目の中分類、173項目の小分類(昭和40年国勢調査では、大分類は13項目、中分類は41項目、小分類は143項目)からなっている。

昭和45年国勢調査と昭和40年国勢調査の産業分類の相違は「付4 昭和40年国勢調査及び昭和45年国勢調査の結果表章に用いられた産業分類の相違比較表」を参照されたい。

なお、分類項目の詳細については、総理府統計局刊行の次の冊子を参照されたい。

○昭和45年国勢調査 産業分類、分類項目名、説明及び内容例示(昭和45年9月刊)

○昭和45年国勢調査に用いる産業分類、職業分類の解説(昭和45年6月刊)

○昭和45年国勢調査 国・地方公共団体・政府関係機関の産業分類適用例(昭和45年11月刊)

職業

職業は、「就業者」について、調査週間で、その人が働いていた事業所において、実際に従事していた「仕事の種類」(調査週間で「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん働いている事業所で実際に従事していた「仕事の種類」)によってその分類項目を定めた。調査週間で、二つ以上の仕事に従事した場合には、おもな「仕事の種類」による。職業分類は、行政管理庁編「日本標準職業分類」並びに「国際標準職業分類」などを参考として、昭和45年国勢調査のために特に作成されたものであり、11項目の大分類、52項目の中分類及び286項目の小分類(昭和40年国勢調査では、大分類は11項目、中分類は41項目、小分類は268項目)からなっている。昭和45年国勢調査と昭和40年の国勢調査の職業分類の相違は、「付5 昭和40年国勢調査及び昭和45年国勢調査の結果表章に用いられた職業分類の相違比較表」を参照されたい。

分類項目の詳細については、総理府統計局刊行の次の冊子を参照されたい。

○昭和45年国勢調査 職業分類、分類項目名、説明及び内容例示(昭和45年9月刊)

○昭和45年国勢調査に用いる産業分類・職業分類の解説(昭和45年6月刊)

社会経済分類

社会経済分類は、人口を社会的・経済的特性によって区分するために今回はじめて設けられた分類である。この分類は全人口について労働力状態及び年齢を、また、就業者について職業及び従業上の地位を考慮して作成されたもので、その内容は、表2に示すとおりである。

表2 社会経済分類の内容

社会経済分類	労働力状態	職業分類注1)	従業上の地位
1. 農林漁業者	就業者	E. F農林・漁業作業(80を除く)	役員、雇人のある業主、雇人のない業主、家族従業者
2. 農林漁業雇用者	同上	同上	雇用者
3. 会社団体役員	同上	(13)会社・団体の役員	役員
4. 商店主	同上	62小売店主・63卸売店主、64飲食店主	役員、雇人のある業主、雇人のない業主
5. 工場主	同上	I技能工、生産工程作業員及び単純労働者(47他に分類されない単純労働者、48固定機関・建設機械運転作業員、49電気作業員、159、170、171、172、173、174、218、219、220、221、222、226、227、228、240、242、245、249、250、251、252を除く)	役員、雇人のある業主
6. サービス・その他の事業主	同上	他の社会経済分類のいずれにも該当しない職業分類項目	雇用者、役員、雇人のある業主、雇人のない業主、家族従業者
7. 専門職業者	同上	(1)科学研究者、(5)公認会計士、13医師、14歯科医師、15薬剤師、22裁判官等、29大学教授、41獣医師	同上
8. 技術者	同上	(2)技術者、(3)医療保健技術者(13、14、15を除く)、98船長等、100航空操縦士等	同上
9. 教員・宗教家	同上	(6)教員(29を除く)、(7)宗教家、42保育、43社会福祉事業専門職員、44個人教師	同上
10. 文筆家・芸術家・芸能家	同上	(9)美術家等、(10)音楽家等、33文芸家等、45他に分類されない専門的職業従事者	同上
11. 管理職	同上	(12)管理的公務員、(14)その他の管理職業従事者	雇用者、家族従業者
12. 事務職	同上	C事務従事者(56を除く)23その他の法務従事者、34記者等、101車掌	雇用者、役員、雇人のない業主、家族従業者
13. 販売人	同上	62小売店主、63卸売店主	雇用者
14. 技能者	同上	(18)商品販売従業者(62、63、64を除く)、(19)販売類似職業従業者、56集金人	雇用者、役員、雇人のない業主、家族従業者
15. 労務作業員注2)	同上	80植木職、H運輸・通信従事者(98、100、101、109を除く)、I技能工、生産工程作業員及び単純労働者(47他に分類されない単純労働者、226、227を除く)	雇用者、雇人のない業主、家族従業者
16. 個人サービス人	同上	G採鉱・採石作業員、L分類不能の職業、(47他に分類されない単純労働者、109郵便・電報外務員、226土工等、227鉄道線路工手、284清掃員	同上
17. 保安職	同上	64飲食店主	雇用者
18. 内職者	同上	Kサービス職業従事者(40家事サービス職業従事者、227、284を除く)	雇用者、役員、雇人のない業主、家族従業者
19. 学生生徒	通学(15歳以上)	40家事サービス職業従事者、277芸者等	雇用者、役員、雇人のある業主、雇人のない業主、家族従業者
20. 家事従事者	家事(15歳以上)	J保安職業従事者	雇用者、雇人のない業主、家族従業者
21. その他の15歳以上非就業者	完全失業者その他	職業分類のいかんを問わない	家庭内職
22. 15歳未満の者			
23. 分類不能注3)		「労働力状態」が不詳の者	

注1) 「職業分類」欄の記号・番号は第2巻第19表の表側の職業分類に従っているもので、番号のみを掲げているものについては、同表を参照されたい。

注2) 「従業上の地位」欄の不詳の者は、「15労務作業員」に分類した。

注3) 「23分類不能」は「総数」に含めて結果表章した。

VIII

世帯の種類

世帯は、次の2種に区分した。
普通世帯—住居と生計をともしている人の集まり、または1戸をかまえて住んでいる単身者をいう。ただし、単身の住込みの雇い人については、次のように取扱った。

- (1)単身の住込みの営業使用人は、5人以下の場合は雇い主の世帯に含め、これを普通世帯とし、6人以上の場合は、営業使用人だけをまとめて一つの準世帯とした。
(2)単身の住込みの家事使用人は、何人いても雇い主の世帯に含め、これを普通世帯とした。

準世帯—普通世帯を構成する人以外の人またはその集まりをいい、次のように区分した。

- 1人の準世帯—普通世帯と住居をともし、別に生計を維持している単身者、又は下宿屋などに下宿している単身者の1人1人をつ一つの準世帯とした。
住込みの営業使用人の世帯—6人以上の住込みの営業使用人をまとめて一つの準世帯とした。
学校の寄宿舎—学校の寄宿舎で起居をともし、通学している学生・生徒を、その寄宿舎のむねごとにまとめて一つの準世帯とした。

会社などの寄宿舎—会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎・独身寮などに、起居をともしている単身の職員を、その寄宿舎・独身寮のむねごとにまとめて一つの準世帯とした。

病院・療養所—病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者を、原則として病院ごとにまとめて一つの準世帯とした。

社会施設—老人ホーム、母子寮、し体不自由者更生施設などの入所者を、その施設のむねごとにまとめて一つの準世帯とした。

自衛隊—自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者を、調査単位ごとに一つの準世帯とした。

矯正施設—刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者を、調査単位ごとに一つの準世帯とした。
その他—住居不定者や陸上に住所をもたない船舶乗組員など、上記のいずれにもあてはまらない準世帯をいう。
なお、昭和45年国勢調査調査票の世帯の種類区分においては、普通世帯及び準世帯の語を用いず、集計の際に、上の定義に適合するように普通世帯及び準世帯に区分した。

世帯人員及び親族人員

世帯を構成する世帯員の数が世帯人員であり、その場合世帯員とは住居と生計をともしにする人である。そのうち世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員の数が親族人員である。

ここで世帯主と親族関係にある世帯員とは、世帯主の配偶者及び世帯主又はその配偶者からみて、子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、曾祖父、曾孫、おい、めい、その他これに準ずる人をいう。養子・連れ子、養父母などは、子・父母と同様に考えて親族とした。

家計の収入の種類

世帯の生計を維持するためのおもな収入の種類によって次のように区分した。

- 家業収入—農業、個人商店などのように、個人経営の事業から得られる収入あるいは自営の医師、弁護士や文筆家などの収入
賞金・給料—会社、団体、官公庁、個人商店などに雇われている人が、その勤め先から得ている給料・賞与・役員手当などの収入
内職収入—家庭内職から得ている収入
家賃・地代—家賃、間代、地代、権利金、小作料など、所有している土地・家屋の賃貸料などの収入
利子・配当—預貯金や賞金の利子、公社債の利子、株式配当金、著作権や特許権の使用料などの収入
恩給・年金—恩給、退職年金、老齢年金、母子年金、傷害年金、遺族年金などの収入
失業保険—公共職業安定所から受ける失業保険金
生活保護—法により受ける生活扶助料
仕送り・その他—仕送りとは、別に住んでいる親族又は知人から、ほぼ定期的に送られてくる生計費をいう。
上述のいずれにもあてはまらない場合、たとえば、預貯金の引出し、土地売却代金あるいは退職金などの収入は、その他の収入としてここに含まれる。

世帯の経済構成

普通世帯を、世帯主とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業に基づき、次のように区分した。

- I 農林就業者世帯—世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯
(1)農林・業主世帯—世帯主が農林漁業の業主
(2)農林・雇員世帯—世帯主が農林漁業の雇員
II 農林・非農林就業者混合世帯—世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯
(3)農林・業主混合世帯—世帯主が農林漁業の業主
(4)農林・雇員混合世帯—世帯主が農林漁業の雇員
(5)非農林・業主混合世帯—世帯主が非農林漁業の業主
(6)非農林・雇員混合世帯—世帯主が非農林漁業の雇員
III 非農林就業者世帯—世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯
(7)非農林・業主世帯—世帯主が非農林漁業の業主で、

IX

昭和45年国勢調査の世帯の家族類型及び昭和40年国勢調査の普通世帯の構成並びに親族世帯の家族構成との比較は、表3として掲げた。

住居の種類

住居は、普通世帯及び1人の準世帯について、次の二つに区分した。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建てられ、また改造された永続性ある建物(完全に区画された建物の一部を含む。)をいう。

1戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などの各居住部分が相互に完全に区画され、独立した家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各居住部分ごとに1戸の住宅になる。なお、店舗や作業所つきの住宅もこれに含まれる。

寄宿舎・その他—寄宿舎・寮など生計をともしない単身者の集まりを居住させるために建てられ、又は改造された建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの住宅でない建物をいう。仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅の所有の関係は、住宅に住む普通世帯についてのみ、次の五つに区分した。

- 持ち屋—その世帯が所有している住宅をいう。この場合必ずしも登記の有無を問わず、また分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。
公営借家—その住宅に住居する世帯が借りている住宅が都道府県営住宅、市町村営住宅、日本住宅公団の賃貸住

- 親族に雇用者のいない世帯
(8)非農林・雇員世帯—世帯主が非農林漁業の雇員で、親族に業主・家族従業者のいない世帯
(9)非農林・業主・雇員世帯(世帯主が業主)—世帯主が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいる世帯
(10)非農林・業主・雇員世帯(世帯主が雇員)—世帯主が非農林漁業の雇員で、親族に業主・家族従業者のいる世帯

IV 非就業者世帯—世帯に就業者のいない世帯

V 分類不能の世帯

以上の分類を行うにあたって、世帯主が就業者でなく、他の親族に就業者のいる場合、調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者を世帯主に代わるものとした。また、同居人・家事使用人がいても、その属性は考慮していない。

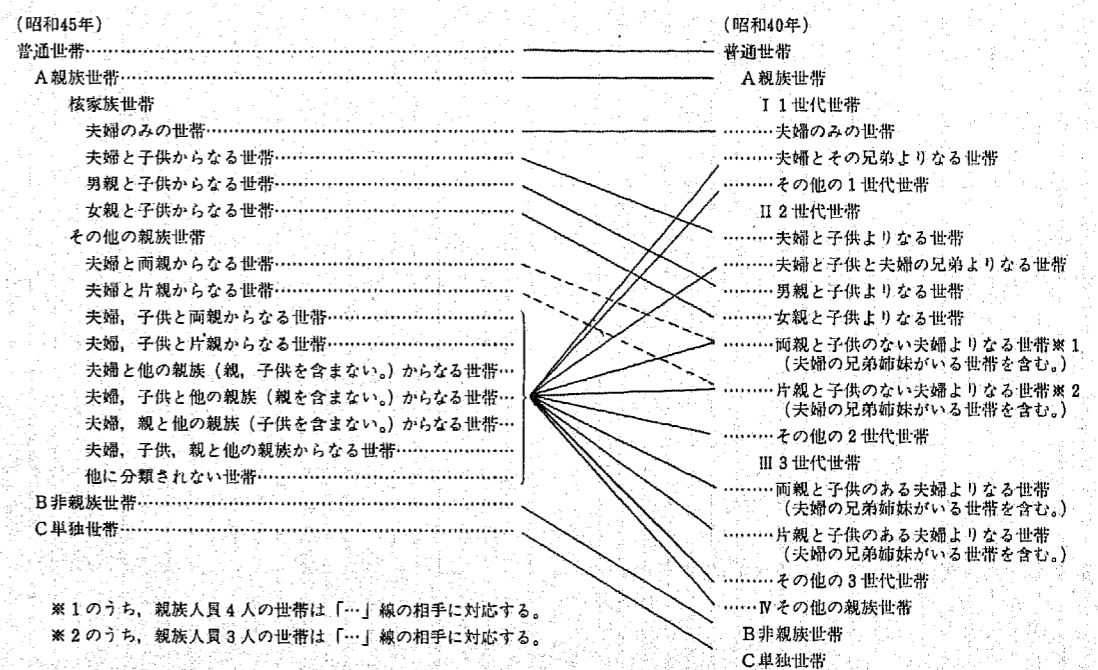
世帯の家族類型

普通世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄に基づいて、次のように区分した。

- A 親族世帯—世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
B 非親族世帯—世帯主と同居人、家事使用人又は営業使用人によって構成されている世帯
C 単独世帯—単身者だけの世帯

さらに親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係に基づいて区分した。したがって、たとえば、「夫婦のみの世帯」には夫婦のほか、同居人、家事使用人又は営業使用人などの非親族のいる世帯を含む。

表3 「世帯の家族類型」(昭和45年)及び「普通世帯の構成並びに親族世帯の家族構成」(昭和40年)の比較



※1のうち、親族人員4人の世帯は「…」線の相手に対応する。
※2のうち、親族人員3人の世帯は「…」線の相手に対応する。

宅及び都道府県・市町村の地方住宅供給公社などの賃貸住宅やアパートで、かつ給与住宅でない場合をいう。

民営借家一居住世帯が借りている住宅で、「公営借家」及び「給与住宅」でないものをいう。

給与住宅一会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、その従業員の職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅をいう。会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合も含まれる。この場合、家賃の支払いの有無は問わない。

間借り一他の世帯の住んでいる住宅（持ち家、公営借家、民営借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合をいう。

室数・畳数

室とは、居住室のことで、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接室、仏間、食事室、ダイニング・キッチン（食堂兼台所）などでその世帯が使用している居住用の室をいう。したがって、玄関、台所、便所、浴室、廊下などや店・事務室など営業用に使っている室は、居住室には含まれない。

畳数とは、この居住室の畳数をいい、畳の敷いていない居住室も畳数に換算して含めた。

人口集中地区

人口集中地区は、市部・郡部別の地域表章が市町村合併、新市の創立による市域の拡大などにより、必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなった事情にかんがみ、昭和35年国勢調査ではじめて設定された。

昭和45年国勢調査人口集中地区の設定にあたっては、

- (1) 昭和45年国勢調査区を基礎単位地域として、
- (2) 市町村の境域内で人口密度の高い調査区（人口密度1平方キロメートルあたり約4,000人以上）が隣接して、
- (3) 昭和45年国勢調査により、人口5,000人以上^注を有する地域を構成する場合、この地域を「人口集中地区」とした。

注）従前の国勢調査の人口集中地域の中には、5,000人に満たないものもあるが、これは、人口集中地域の設定にあたって、国勢調査時の人口ではなく、調査時の前年10月1日現在の推定人口を用いたためである。